

# 役員報酬規程

社会福祉法人クリスト・ロア会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人クリスト・ロア会（以下「法人」という）の役員報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、参与・理事・監事・評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員に対しては、次に定める報酬を支給する。

- (1) 理事に対し、理事会出席（書面出席を除く）1回5,000円を理事会において支給する。
- (2) 評議員に対し、評議員会出席1回5,000円を評議員会において支給する。  
ただし、理事を兼務する評議員には支給しない。
- (3) 監事に対し、監査時に20,000円を支給する。
- (4) 理事長が、本部及び施設のため、常勤理事長職としての業務処理を行なった場合には、月額250,000円の役員報酬を支給する。
- (5) 参与が、本部業務処理のため勤務した場合、月額50,000円の役員報酬を支給する。

付 則

この規定は、平成27年4月1日より施行する。